

令和3年度第1回公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会 議事要旨

I 日時 令和3年5月27日(木) 14:30~16:00

II 会議開催方法 WEB会議(県庁会場は6階第1特別会議室)

III 参加者 沖縄県保健医療部 大城部長、諸見里医療企画統括監、
名護市 棚橋企画部長(代理)、国頭村 宮城副村長、
大宜味村 島袋副村長、東村 仲嶺福祉保健課長(代理)、
今帰仁村 比嘉副村長、本部町 伊野波副町長、恩納村 外間副村長、
宜野座村 下里副村長、金武町 池原副町長、伊江村 名城副村長、
伊平屋村 金城副村長、伊是名村 奥間副村長、
沖縄県病院事業局 玉城病院事業統括監、琉球大学病院 平田副病院長
北部地区医師会病院 諸喜田院長、県立北部病院 久貝院長

オブザーバー 北部市町村会 比嘉広域連携課係長

事務局 沖縄県保健医療部医療政策課 宮城課長、川満室長、城間主幹、
玉城主査、名渡山主任、
システム環境研究所 佐藤、福地、福岡

IV 議事概要

1. 開会(幹事長 大城保健医療部長)

(冒頭略)

本日審議した内容は、6月2日に予定している協議会に諮り、最終確認を得た後、協議会としての決定事項になる。

2. 議事1 「整備基本計画の策定について」

●事務局の説明

事務局から以下の内容について資料で説明。

- (1) 基本構想を踏まえた整備基本計画の位置付け
- (2) 整備基本計画と次年度以降の取組との関係
- (3) (骨子案)第1章~第9章についての概要説明
- (4) 計画策定方法と今年度のスケジュールについて
- (5) 医療機能部会の体制、検討内容について

<質疑等>

【運営等について】

- (1) 第7章 ①設置形態について、「一般財団法人の指定管理とする」とされており、指定管理者の指定については議会の議決が必要であることから、記載表現とし

てこのままで良いか懸念されるとの指摘があった。基本合意書において、指定管理とする事は合意事項となっているものの、最終的には議会の議決が必要となることから、該当箇所を修正の上協議会に諮る事で了承を得た。

- (2) 財団法人の出えん金について、県と北部 12 市町村双方で出えんすること、金額の規模や出えん割合については市町村と調整の上、協議会で決定されることを説明し、理解を得た。

【他機関との連携について】

- (3) 他機関との連携の取組について、OIST との連携も視野に入れた方が良いのではないかと意見があり、OIST の行っている研究について情報収集を行い、今後検討する旨を説明し、理解を得た。

【整備予定地について】

- (4) 整備予定地との調整状況について確認があり、現在所管部局と意見交換を進めており、今後詳細な移転整備スケジュールの調整を行う予定であることを説明した。

【患者家族宿泊施設について】

- (5) 離島患者の場合は、短期宿泊ができる施設が重要である旨の意見があり、病院施設として整備を行うのか、宿泊費、交通費補助等、他の施策（離島患者等支援事業等）として行うのか今後検討する旨を説明し、理解を得た。

【整備費用について】

- (6) 整備費用について、国の補助事業の活用を視野に入れて検討中である事、また基本合意書に基づき北部 12 市町村の一般財源に影響を与えることのない方法で進める予定であることを説明し、理解を得た。

【病床規模について】

- (7) 回復期病床の持ち方について、基本計画の中で整理することとしており、非常にタイトなスケジュールであるため早急に進めていくことが必要。周辺病院からは、基幹病院は急性期に特化してもらいたいといった意見もあり、回復期病床を持つ両病院や周辺病院と意見交換を加速化させていきたい。

〈採決〉

- 基本計画骨子(案)については、「指定管理者の指定について、議会の権限に差し障りのない表現へ修正をおこなった上で協議会に諮る」ことで幹事に諮り、全会一致で了承を得た。

3. 議事 2 「一部事務組合の設置時期について」

●事務局の説明

事務局から以下の内容について資料で説明。

- (1) 設置時期の変更（案）
- (2) 令和 4 年度設置の考え方（当初）

- (3) 変更の理由
- (4) 設置時期を令和5年度に変更した場合の影響
- (5) 設置時期の変更により留意すべき事項と対応策

〈質疑等〉

【整備手法について】

- (1) 設計施工の一括発注に関連して、基本設計を県が発注してその後一部事務組合へ移行した際の手続き上の影響について確認があり、実施主体が変わるため、実施設計と工事を一括発注することの検討になる旨を説明した。

【地域医療介護総合確保基金について】

- (2) 地域医療介護総合確保基金について、基金は全国一律で国拠出2/3、県拠出1/3とし、合計14～15億円程度の基金を創設し、医師派遣費用等に充てており、病院の設計費用も基金からの拠出を想定していることを説明した。また当基金は沖縄県の事業であるため、「厚労省の」という文言を修正することで了承を得た。

〈採決〉

- 一部事務組合の設置時期の変更については、「厚労省の地域医療介護総合確保基金」という文言を修正の上、協議会へ諮る」ことで幹事に諮り、全会一致で了承を得た。

4. 報告事項

●事務局の説明

- (1) 北部行政圏と北部医療圏の圏域が異なることについて
- (2) 両病院の転籍意向調査について
- (3) 住民説明会の実施について
- (4) 新たな制度要望について

5. 意見交換

【医療圏の圏域が異なる事について】

- (1) 行政圏と医療圏の圏域を統一することのメリットについて、特に災害時においては、指揮命令系統を統一していた方が、災害対策本部を機能的に構築できる。また、医療圏を設定する場合、地理的条件、日常生活の需要の充足、交通事情等を考慮することとなっており、北部医療センターの整備によって、日常生活の需要の充足という点において、医療圏の見直しが行われることも想定される。
- (2) 医療圏の見直しにおいては、市町村の意見を反映させながら、地域の合意形成も含めて行ってほしい旨の意見があった。医療圏の見直しの手続きについては、市町村等へ意見聴取を行い、地区医療提供体制協議会等でのヒアリングの実施並びに医療審議会の審議を経た上で見直しを行うことになる。

【新たな制度要望について】

- (1) 国との調整状況について質疑があり、国・県の総括担当課が窓口となって協議を始めており、今後国の担当課と直接話をしていく旨報告した。

【住民説明会について】

- (1) 住民説明会の実施方法について、今年度は4ブロック4箇所を実施予定であること、コロナ禍でもあることから実施時期含め感染対策についても、市町村と十分な意見交換の上で進める。
- (2) 新病院整備によるヘリや救急車の騒音問題など、地域住民への影響が懸念されることから、整備予定地周辺住民への説明会の実施予定について質疑があった。今年度の住民説明会は、広く住民の意見を拾い上げ基本計画へ反映させることを目的に開催することとしており、周辺住民への説明会は別途検討していく必要があると考えている旨を説明した。

6. 閉会

以上